

いのちまもる

キャラバン行動ニュース

第 1 1 号

2014 年 10 月 9 日

日本医労連

TEL : 03-3875-5871

FAX : 03-3875-6270

ILO 議連事務局長に要請

10月6日、日本医労連の原副委員長と三浦書記長は、ILO 活動推進議員連盟（ILO 議連）事務局長の石橋宏参議院議員（民主党比例区）と懇談し、日本医労連の5月のILO訪問や「めざすべき看護体制の提言」等について報告し、夜勤交替制労働の労働時間規制など運動への協力を要請しました。

石橋議員はILOでの勤務経験があり、「日本はILO条約の批准が非常に遅れており、ILO中核的労働基準8つでさえ2つ批准していない。議連では、111号（雇用及び職業についての差別待遇に関



ILO 議連・石橋参議院議員

する条約）の批准をまず考えている」「労働時間規制について、全労働者を対象に、まずは労働時間の上限規制と勤務間隔の確保を取り上げたいと思っている。安倍政権の労働時間の規制緩和に対抗していききたい。その中で、医療・看護分野の問題を取り上げることにはできるのではないか」「条約批准に何が障害となっているのかははっきりさせることは必要。業界でコンセンサスが得られれば進むのではないか」「医療は、誰もが切実な問題。めざすべき看護体制について、財政面も含めた検討もしてほしい」などと応じ、引き続き、夜勤改善・大幅増員への協力を要請して懇談を終わりました。

ILOと日本



ILO（国際労働機関）加盟国は185ヶ国（2012年6月現在）。2014年のILOへの日本の分担率は、トップのアメリカ（22%）に次ぐ第2位10.839%で、拠出額は4,125万スイスフラン（1スイスフラン=約100円）。これまで結ばれたILO条約は188、そのうち日本が批准した条約は48条約。日本は常任理事国ですが、労働者保護に関わる重要な条約（1号条約（一日8時間・週48時間制）、47号（週40時間制）、132号（年次有給休暇）、140号（有給教育休暇）など）など18本ある労働時間・休暇関係の条約を一本も批准していません。看護師の労働環境改善のため、1977年に「看護職員条約」（149号）を採択し、「看護職はその国において他の労働者と同等以上の労働条件が確保されなければならない」、とされてはいますが未だ日本は批准には至っていません。過去に看護師の過労死事件まで経験した先進国日本において未だ批准していないという事実は残念であり法的拘束力を持つ149号の批准は急務です。また、看護師として避けられない夜勤に関する条例に171号（夜業条約）がありますが、こちらも批准に至っていません。